

ISNA日本スヌーズレン総合研究所 倫理綱領

(倫理綱領制定の趣旨)

第1条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所は、会則第2条の定めに従い、本会の目的を達成するとともに、教育・福祉研究の担うべき社会的責任に基づき、この倫理綱領を制定する。

(基本原則)

第2条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究の実施、研究成果の発表、ならびに専門的意見の公表において、つねに基本的人権に配慮しなければならない。

(研究の実施と公表にともなう責任)

第3条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究の実施にあたって、つねに客観性、公平性を目指し、事実に基づく立証に努めなければならない。会員は、他人の研究成果を剽窃・盗用・捏造してはならない。また、研究によって得られたデータ・情報・調査結果などを、改ざん・捏造・偽造してはならない。会員は、他者の知的成果、著作権を侵してはならない。会員は、専門的意見を公表する場合には、その根拠を提示するとともに、その根拠が持つ限界をも明らかにする必要がある。

(情報提供者への説明責任と同意)

第4条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、情報提供者を得て研究を行う場合には、あらかじめ当該者（ないしその保護責任者）に対して、研究目的、研究内容などを十分に説明し、同意・了解を得ることが必要である。また、情報提供者（ないしその保護責任者）が、研究過程の途中で協力を中止できることを、あらかじめ説明しておく必要がある。

(研究実施における配慮)

第5条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、情報提供者（ないしその保護責任者）の人格とプライバシーに配慮し、これらの人々の名誉や社会的地位を損なうことがあってはならない。

(研究によって得られた情報等の秘密保持)

第6条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。また、情報提供者を伴う研究の場合、その研究によって得られた情報、データ等は、同意を得た目的以外に使用してはならない。

(共同研究等の実施・成果公表と著作権の明確化)

第7条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究を複数の研究者が共同、協力を得て行う場合、その実施上の役割分担や責任の所在、およびその成果が公表される場合の著作権等について、十分な合意形成をしておかなければならない。

(研究倫理の徹底に関する本会の責任)

第8条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所は、この倫理綱領の徹底に努めるとともに、研究倫理の具体的内容の明確化に向けて継続的に努力する責任がある。

附則

この倫理綱領は、令和元年5月1日より施行する。